

# 鶴見川水系洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)) 5/6

凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 洪水浸水想定区域の指定対象となる洪水予報河川及び水位周知河川  
：国土交通省
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる河川  
：神奈川県
- 河川等範囲
- 市町村界
- 区界



鶴見川水系洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))

1 説明文

(1) この図は、鶴見川水系の洪水予報、水位周知区間及び指定の対象となる河川について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。なお、東京都管理区間については参考的に示しております。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の鶴見川水系の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により鶴見川水系の河川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)は、一定の仮定を考慮して算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。

2 基本事項等

(1) 作成主体 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所  
神奈川県

(2) 公表年月日 下表のとおり

(3) 対象となる洪水予報、水位周知区間及び指定の対象となる河川  
下表のとおり

(4) 算出の前提となる降雨 鶴見川流域の48時間総雨量792mm

(5) 関係市 <神奈川県>  
横浜市港北区、緑区、都筑区

■国土交通省関東地方整備局

洪水予報河川	管理官	実施区間	公表年月日
鶴見川	国土交通省	左岸：神奈川県横浜市鶴見区川向町宇野掛地六四九番の一 地先の高速道路橋下流域から橋まで 右岸：神奈川県横浜市港北区小机町宇野掛地千七百九十五番 地先の高速道路橋下流域から橋まで	平成28年8月2日

■神奈川県

洪水予報河川	管理官	実施区間	公表年月日
鶴見川	神奈川県	左岸：神奈川県横浜市鶴見区川向町宇野掛地六四九番の一 地先の高速道路橋下流域から橋まで(東京都管区間を除く) 右岸：神奈川県横浜市港北区小机町宇野掛地千七百九十五番 地先の高速道路橋下流域まで(東京都管区間を除く)	平成28年8月2日

■神奈川県

洪水予報河川	管理官	実施区間	公表年月日
鶴見川	神奈川県	左岸：神奈川県横浜市鶴見区川向町宇野掛地六四九番の一 地先の高速道路橋下流域から橋まで 右岸：神奈川県横浜市港北区小机町宇野掛地千七百九十五番 地先の高速道路橋下流域まで(東京都管区間を除く)	平成28年8月2日

■神奈川県

水位周知河川	管理官	実施区間	公表年月日
鶴見川	神奈川県	左岸：神奈川県横浜市鶴見区川向町宇野掛地六四九番の一 地先の高速道路橋下流域から橋まで 右岸：神奈川県横浜市港北区小机町宇野掛地千七百九十五番 地先の高速道路橋下流域まで(東京都管区間を除く)	平成28年8月2日

■神奈川県

指定の対象となる河川	管理官	実施区間	公表年月日
鶴見川	神奈川県	左岸：神奈川県横浜市鶴見区川向町宇野掛地六四九番の一 地先の高速道路橋下流域から橋まで 右岸：神奈川県横浜市港北区小机町宇野掛地千七百九十五番 地先の高速道路橋下流域まで(東京都管区間を除く)	平成28年8月2日

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図5000(地図画像)、数値地図25000(地図画像)、電子地形図25000及び電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第1423号)